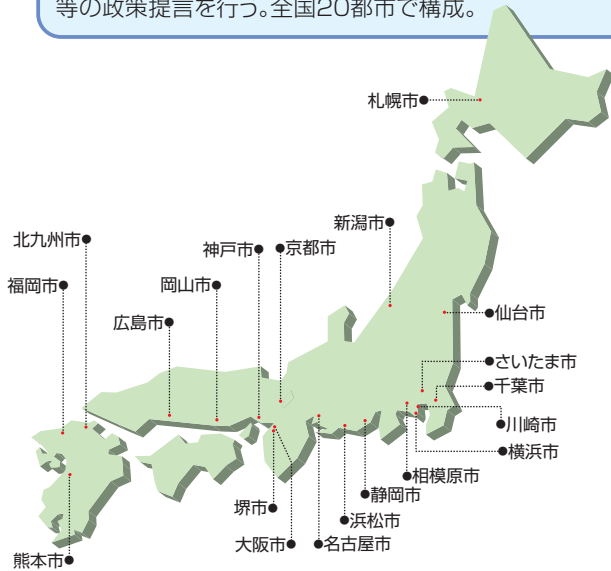


指定都市市長会とは

全国の指定都市の緊密な連携のもとに、大都市行財政の円滑な推進と伸張を図ることを目的として設立(平成15年)。大都市行財政の共同調査や、大都市制度・財源拡充等の政策提言を行う。全国20都市で構成。



指定都市市長会沿革

- 昭和22年 ● 特別市制度の創設(地方自治法)
- 昭和23年 ● 五大市共同事務所の設置(横浜・名古屋・京都・大阪・神戸)
- 昭和31年 ● 指定都市制度発足(特別市制度廃止)
- 昭和38年 ● 北九州市 加入
指定都市事務局への名称変更
- 昭和47年 ● 札幌市、川崎市、福岡市 加入
- 昭和55年 ● 広島市 加入
- 平成 元年 ● 仙台市 加入
- 平成 4年 ● 千葉市 加入
- 平成15年 ● さいたま市 加入
指定都市市長会の結成
- 平成17年 ● 静岡市 加入
- 平成18年 ● 堺市 加入
- 平成19年 ● 新潟市、浜松市 加入
- 平成21年 ● 岡山市 加入
- 平成22年 ● 相模原市 加入
- 平成24年 ● 熊本市 加入

指定都市市長会

<http://www.siteitosi.jp>



三田線……………「内幸町」下車・徒歩2分
 千代田線・丸の内線「霞ヶ関」下車・徒歩5分
 千代田線・日比谷線「日比谷」下車・徒歩5分
 JR……………「新 橋」下車・徒歩8分

指定都市市長会事務局

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1-3市政会館6階
 TEL 03-3591-4772 FAX 03-3591-4774

指定都市市長会

検索



指定都市市長会は、住民自治の充実や行政サービスの向上、日本全体の発展を目指し、地域主権改革の推進などに取り組んでいます。

政令指定都市

「政令指定都市」は、地方自治法により定められる「政令で指定する人口50万人以上の都市」のことです。一般の市と同様の行政サービスに加え、大規模かつ多種多様な行政課題に対応している政令指定都市は、高度な行政能力を備え、道府県と同等の事務を行うことが可能です。

	指定都市	中核市	特例市
自治体数	20市	41市	40市

※いずれも平成24年4月1日現在

指定都市市長会の活動内容

諸会議の
開催・各市の
連絡調整など

指定都市の市長による会議を開催し、大都市が抱える喫緊の課題や今後の指定都市のあり方などについて活発に意見交換を行っています。

国に対する
政策提案・意見
表明活動

地域主権改革の推進や、翌年度の国の予算編成などについて、指定都市の意見を表明しています。

大都市共通の
課題に関する
調査・研究

これまで、環境、安全・安心、地域主権改革の推進について報告書・提言書をまとめ、国などの関係機関に発出しています。

広報
啓発活動

市民と課題意識を共有するためのシンポジウム等を開催しています。

地域主権改革の推進

「地域のことは地域に住む住民が責任をもって決めることができる」ようにするため、住民に最も身近な基礎自治体(市町村)が、包括的な権限と財源をもち、自立的に行政経営をすることで、これまで以上に住民のニーズに沿った、より良い行政サービスを、的確・迅速・柔軟に提供することが可能になります。



あるべき大都市制度の一つの姿「特別自治市」を提案

「基礎自治体優先の原則」のもと、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、また、大都市が圏域の水平連携の核として、さらには日本を牽引するエンジンとなるため、あるべき大都市制度の一つの姿として、地方が行うべき事務の全てを一元的に担う「特別自治市」の創設を提案しています。

特別自治市創設後の国、広域自治体と基礎自治体の関係図

